1 平成 31 年度に向けた主な組織案の概要

1 文化財の保護・活用を強力に推進するための体制の整備

○教育委員会から知事部局(地域振興部)に文化財課、埋蔵文化財センター及びむきばんだ 史跡公園を移管して、文化財の保護・活用の推進強化を図るとともに、文化振興施策を総 括する文化振興監の所掌範囲に文化財行政を加え、文化振興を一元的に展開する。

2 外国人材対応の体制の強化

○外国人に対する行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で一元的に行う「外国人総合相談センター(仮称)」を設置するとともに、商工労働部雇用人材局雇用政策課に「外国人材受入れ・共生相談窓口」担当参事を新たに配置する。

3 「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」推進体制の強化

○「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の開催(平成31年春)に向け、生活環境部緑豊かな自然課に「みどりの愛護のつどい推進室」を設置し実施本部事務局体制を拡充するとともに、各部局が連携し行事を成功に導くため、県の推進体制に事務総長を設置し、取組を強化する。

4 業務執行の更なる適正化に向けた体制の強化

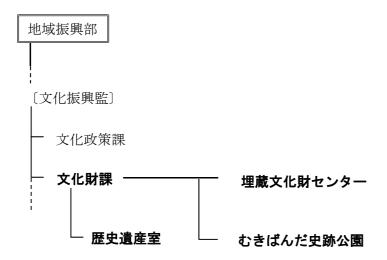
○県庁組織において、法令等を遵守しつつ、業務執行の更なる適正化を図るため、総務部行 財政改革局人事企画課に「組織・業務適正化担当」を設置するとともに、関係課の体制を 整備する。

5 中部地震の生活復興支援

〇中部総合事務所地域振興局中部振興課に「復興支援・企画調整担当」を設置し、中部市町 と連携した生活復興支援、県民等からの相談に対応する。

詳細版

- 1 文化財の保護・活用を強力に推進するための体制の整備
- 〇教育委員会から知事部局(地域振興部)に文化財課、埋蔵文化財センター及びむきばんだ史跡 公園を移管して、文化財の保護・活用の推進強化を図るとともに、文化振興施策を総括する文 化振興監の所掌範囲に文化財行政を加え、文化振興を一元的に展開する。



※文化財課・埋蔵文化財センターの職員は観光交流局観光戦略課・教育委員会 事務局小中学校課を兼務(観光振興施策・学校教育との連携)

2 外国人材対応の体制の強化

〇外国人に対する行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で一元的に行う「外国人総合相談センター(仮称)」を設置するとともに、商工労働部雇用人材局雇用政策課に「外国人材受入れ・共生相談窓口」担当参事を新たに配置する。



※担当参事を新たに配置

「外国人総合相談センター(仮称)」の組織概要

センター長(県国際交流財団事務局長:県派遣職員)

[本所]

- 【新】**総括マネージャー(県派遣職員)**- 国際交流コーディネーター(3) (英語・中国語・**【新】ベトナム語**)

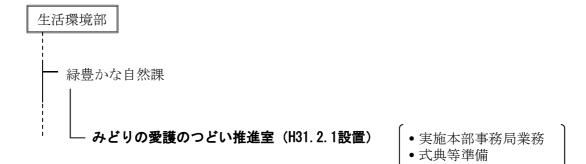
[倉吉支所]

マネージャー(中部総合事務所地域振興局副局長兼務) — 国際交流コーディネーター(2) (中国語・ベトナム語)

[米子支所]

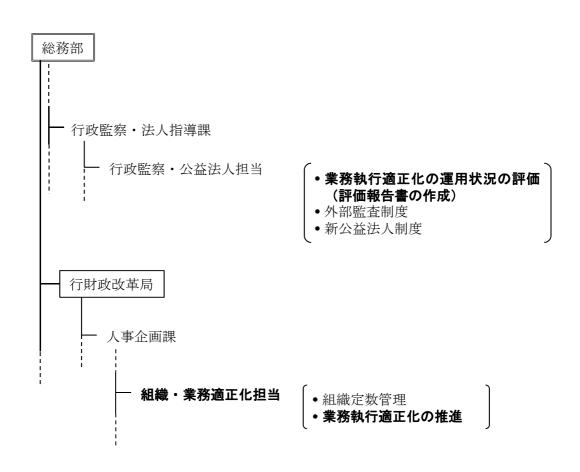
【新】マネージャー (生活環境部くらしの安心局消費生活 ─ 国際交流コーディネーター(2) センター所長兼務) (中国語・【新】ベトナム語)

- 3 「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」推進体制の強化
- 〇「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の開催(平成31年春)に向け、生活環境部緑豊かな 自然課に「みどりの愛護のつどい推進室」を設置し実施本部事務局体制を拡充するとともに、 各部局が連携し行事を成功に導くため、県の推進体制に事務総長を設置し、取組を強化する。



4 業務執行の更なる適正化に向けた体制の強化

〇県庁組織において、法令等を遵守しつつ、業務執行の更なる適正化を図るため、総務部行財政 改革局人事企画課に「組織・業務適正化担当」を設置するとともに、関係課の体制を整備する。





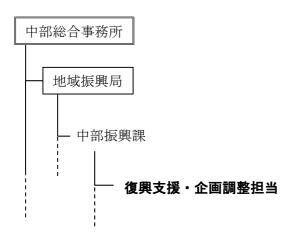
5 中部地震の生活復興支援

〇中部総合事務所地域振興局中部振興課に「復興支援・企画調整担当」を設置し、中部市町と連携した生活復興支援、県民等からの相談に対応する。

中部地震復興本部事務局

⇒ 廃止

※併せて生活環境部中部地震住宅支援本部 も廃止



- 中部地震被災者の生活復興支援
- 県政の公聴活動・総合相談
- トットリズム・NPO法人

※中部総合事務所生活環境局建築住宅課の職員が中部振興課を兼務